別記第一号様式（用紙日本工業規格Ａ４・青色）（地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十二年総務省令第二十七号）附則第二条関係）

（第一号様式）

都道府県提出用

収受印

※	申告者の種別	卸　・　小	整理番号	※

平成　年　月　日　知事殿

営業所又は貯蔵場所の所在地及び名称	（〒　－　）（☎　－　－　）	
申告者	住所又は居所	（〒　－　）（☎　－　－　）
	氏名又は名称及び代表者氏名	（フリガナ）　㊞
	同上代理人	㊞

道府県たばこ税の手持品課税　申告書　修正申告書

製造たばこの区分		所持重量	所持する製造たばこの数量	地方税の課税対象数量（卸売販売業者等用）
紙巻たばこ	本則税率分		⑥　本	★⑥　本
	軽減税率分		⑦　本	★⑦　本
パイプたばこ		①　g	⑧（①×1）　本	★⑧　本
葉巻たばこ		②　g	⑨（②×1）　本	★⑨　本
刻みたばこ		③　g	⑩（③×0.5）　本	★⑩　本
かみ用のたばこ		④　g	⑪（④×0.5）　本	★⑪　本
かぎ用のたばこ		⑤　g	⑫（⑤×0.5）　本	★⑫　本

所持する製造たばこの数量の合計	⑬（⑥～⑫の合計）　本	道府県整理欄			
		通信日付印	※　平成　年　月　日	確認	※

区分		課税標準となる製造たばこの本数	1本当たりの税率	税額（1円未満切捨て）
本則税率分	道府県税	㉛（⑥＋⑧～⑫の合計）　本	0.43	㉝（㉛×0.43）　円
軽減税率分	道府県税	㉜（⑦）　本	0.205	㉟（㉜×0.205）　円

区分	税額の合計額	修正申告の場合の修正申告前の確定額	納付すべき税額
道府県税	㊲（㉝＋㉟）　円	㊴　円	㊶（㊲又は㊲－㊴）　円
	納期限　平成23年3月31日		

出張販売先、自動販売機等の所在地及び名称	所在地	名称
	（〒　－　）（☎　－　－　）	
	（〒　－　）（☎　－　－　）	

税理士法第三十三条の二の書面提出　有

税理士法第三十条の書面提出　有

作成税理士　署名・押印　（☎　－　－　）　㊞

（注）1　小売販売業者は、★印の欄は記載しないでください。
　　2　整理番号欄及び道府県整理欄には記入しないでください。

別記第１号様式記載要領

1　この申告書は、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第４号。以下「平成22年改正法」という。）附則第６条第３項の規定による申告又はこれに係る修正申告をする場合に使用すること。

2　卸売販売業者等は、以下の点に留意すること。

⑴　平成22年改正法附則第６条第２項の規定により道府県たばこ税の課税対象となる製造たばこの数量については、「地方税の課税対象数量（卸売販売業者等用）」欄の「★⑥」欄から「★⑫」欄に記載すること。

⑵　「課税標準となる製造たばこの本数」欄の記載に際しては、「㉛」欄には、「地方税の課税対象数量（卸売販売業者等用）」欄の「★⑥」欄及び「★⑧」欄から「★⑫」欄までの数量を合計した本数を、「㉜」欄には、「地方税の課税対象数量（卸売販売業者等用）」欄の「★⑦」欄の数量を記載すること。

3　用紙の下辺は、青色で着色すること。